



平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成 18年 11月 24日

上場会社名 株式会社 紀陽ホールディングス
(旧株式会社和歌山銀行分)

コード番号 8415
(URL <http://www.kyfg.com/>)

上場取引所 東証・大証
本社所在都道府県 和歌山県

代表者 取締役社長 片山 博臣
問合せ先責任者 グループ企画部長 米坂 享

TEL (073) 426 - 7133

平成18年9月中間期の業績 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益	経常利益
18年9月中間期	4,744 (百万円) 6.2%	420 (百万円) %
17年9月中間期	5,055 (百万円) 8.9%	577 (百万円) 136.4%
18年3月期	11,269	10,510

	中間(当期)純利益	1株当たり 中間(当期)純利益
18年9月中間期	1,167 (百万円) %	18円 83銭
17年9月中間期	415 (百万円) 126.3%	6円 71銭
18年3月期	12,330	198円 98銭

(注) 期中平均株式数

18年9月中間期 普通株式 61,976,000株 第一回優先株式 5,830,000株 第二回優先株式 24,000,000株
第三回優先株式 18,000,000株
17年9月中間期 普通株式 61,963,066株 第一回優先株式 5,830,000株 第二回優先株式 24,000,000株
18年3月期 普通株式 61,964,112株 第一回優先株式 5,830,000株 第二回優先株式 24,000,000株
第三回優先株式 98,630株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率。

(2) 財政状態

	総資産	純資産
18年9月中間期	342,916 (百万円)	9,234 (百万円)
17年9月中間期	427,366	15,439
18年3月期	390,957	10,925

	自己資本比率(注2)	1株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注3)
18年9月中間期	2.6%	236円 87銭	10.16%
17年9月中間期	3.6%	8円 46銭	7.30%
18年3月期	2.7%	209円 58銭	8.90%

(注1) 期末発行済株式数

18年9月中間期 普通株式 61,976,000株 第一回優先株式 5,830,000株 第二回優先株式 24,000,000株
第三回優先株式 18,000,000株
17年9月中間期 普通株式 61,960,528株 第一回優先株式 5,830,000株 第二回優先株式 24,000,000株
18年3月期 普通株式 61,976,000株 第一回優先株式 5,830,000株 第二回優先株式 24,000,000株
第三回優先株式 18,000,000株

期末自己株式数 18年9月中間期 株 17年9月中間期 15,472株 18年3月期 株

(注2) 「自己資本比率」は、中間期末純資産の部合計を中間期末資産の部合計で除して算出しております。

(注3) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間末(A)	前中間会計期間末(B)	比 較	前事業年度の	比 較
	(平成18年9月30日)	(平成17年9月30日)	(A - B)	要約貸借対照表(C)	(A - C)
	(平成18年3月31日)				
(資産の部)					
現金預け金	84,117	18,999	65,118	31,797	52,320
一口金	-	40,000	40,000	47,000	47,000
買入金銭債権	-	2,358	2,358	1,006	1,006
商品有価証券	-	4	4	-	-
金銭の信託	-	3,500	3,500	3,500	3,500
有価証券	38,390	55,399	17,009	43,820	5,430
貸出金	224,919	302,876	77,957	266,317	41,398
外国為替	124	1,225	1,101	1,261	1,137
その他資産	1,307	1,801	494	1,835	528
不動産	-	6,516	-	4,998	-
有形固定資産	2,830	-	-	-	-
無形固定資産	40	-	-	-	-
繰延税金資産	2,956	4,207	1,251	2,250	706
支払承諾見返金	944	1,316	372	1,105	161
貸倒引当金	12,716	10,838	1,878	13,935	1,219
資産の部合計	342,916	427,366	84,450	390,957	48,041
(負債の部)					
預金	326,028	407,640	81,612	372,178	46,150
一口マネー	-	118	118	117	117
借入金	5,000	-	5,000	5,000	0
外国為替	15	0	15	9	6
その他負債	1,251	2,011	760	784	467
賞与引当金	111	130	19	130	19
退職給付引当金	-	167	167	163	163
再評価に係る繰延税金負債	330	542	212	542	212
支払承諾	944	1,316	372	1,105	161
負債の部合計	333,681	411,927	78,246	380,032	46,351
(資本の部)					
資本金	-	12,768	-	17,268	-
資本剰余金	-	492	-	4,992	-
資本準備金	-	492	-	4,992	-
利益剰余金	-	1,778	-	10,968	-
利益準備金	-	102	-	102	-
任意積立金	-	200	-	200	-
別途積立金	-	200	-	200	-
中間未処分利益 (は当期未処理損失)	-	1,476	-	11,270	-
土地再評価差額金	-	265	-	265	-
その他有価証券評価差額金	-	136	-	633	-
自己株式	-	2	-	-	-
資本の部合計	-	15,439	-	10,925	-
負債及び資本の部合計	-	427,366	-	390,957	-
(純資産の部)					
資本金	17,268	-	-	-	-
資本剰余金	4,992	-	-	-	-
資本準備金	4,992	-	-	-	-
利益剰余金	12,276	-	-	-	-
利益準備金	102	-	-	-	-
その他利益剰余金	12,378	-	-	-	-
別途積立金	200	-	-	-	-
繰越利益剰余金	12,578	-	-	-	-
(株主資本合計)	9,985	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金	1,156	-	-	-	-
土地再評価差額金	406	-	-	-	-
(評価・換算差額等合計)	750	-	-	-	-
純資産の部合計	9,234	-	-	-	-
負債及び純資産の部合計	342,916	-	-	-	-

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間(A) (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	前中間会計期間(B) (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	比較(A - B)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)
経 常 収 益	4,744	5,055	311	11,269
資 金 運 用 収 益	3,955	4,556	601	8,952
(うち貸出金利息)	(3,468)	(4,133)	(665)	(8,032)
(うち有価証券利息配当金)	(441)	(398)	(43)	(863)
役 務 取 引 等 収 益	576	380	196	953
そ の 他 業 務 収 益	111	29	82	64
そ の 他 経 常 収 益	100	88	12	1,298
経 常 費 用	5,164	4,478	686	21,780
資 金 調 達 費 用	259	152	107	306
(うち預金利息)	(182)	(148)	(34)	(297)
役 務 取 引 等 費 用	487	381	106	765
そ の 他 業 務 費 用	170	149	21	336
営 業 経 費	3,175	3,006	169	5,956
そ の 他 経 常 費 用	1,071	788	283	14,416
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	420	577	997	10,510
特 別 利 益	1,177	145	1,032	603
特 別 損 失	2,830	88	2,742	124
税 引 前 中 間 純 利 益 (は 税 引 前 中 間 (当 期) 純 損 失)	2,073	634	2,707	10,031
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11	16	5	46
法 人 税 等 調 整 額	918	202	1,120	2,251
中 間 純 利 益 (は 中 間 (当 期) 純 損 失)	1,167	415	1,582	12,330

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

その他有価証券で時価のあるものうち株式については、従来、中間決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づき評価しておりましたが、株式会社紀陽銀行との合併を控え、同行と会計処理を統一するため、中間決算日の市場価格に基づく時価により評価しております。ただし、評価方法を変更したことによる純資産への影響はございません。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～39年
動 産	4年～15年

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,543百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額の

うち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、退職金制度を清算したことに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。これに伴う影響額は、特別損失として341百万円計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は9,234百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(平成18年9月30日)

1. 関係会社の株式総額 144百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は964百万円、延滞債権額は23,887百万円であります。

株式会社紀陽ホールディングス
(旧株式会社和歌山銀行分)

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,919百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,781百万円であります。

なお、2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,420百万円であります。

7．為替決済、手形交換決済等の取引の担保として、有価証券16,424百万円、預け金271百万円、その他の資産5百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は222百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,228百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが3,728百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．有形固定資産の減価償却累計額 5,266百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額 68百万円

（当中間会計期間圧縮記帳額 百万円）

11．借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 444百万円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 減価償却実施額は下記の通りであります。

建物・動産 32百万円

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却942百万円を含んでおります。

3. 「特別利益」には、償却債権取立益1,040百万円、貸倒引当金戻入益125百万円を含んでおりません。

4. 「特別損失」には、早期退職者の退職金特別加算金147百万円、退職金制度の清算に係る最終積立基準額の不足分341百万円が含まれております。

また、以下の資産グループについて、紀陽銀行との統合により、使用目的を変更するため地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったこと及び使用を中止することに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2,331百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	遊休資産	所有土地	11百万円
"	営業用店舗	事業用土地	688百万円
"	営業用店舗	事業用建物	363百万円
"	事業用資産	事業用動産	151百万円
"	事業用資産	ソフトウェア等	404百万円
大阪府内	営業用店舗	事業用土地	334百万円
"	営業用店舗	事業用建物	82百万円
"	事業用資産	事業用動産	36百万円
"	事業用資産	ソフトウェア等	1百万円
奈良県内	営業用店舗	事業用建物	38百万円
"	事業用資産	事業用動産	12百万円

上記以外に、リース契約解除に伴う違約金等207百万円を減損損失として計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は「不動産鑑

株式会社紀陽ホールディングス
(旧株式会社和歌山銀行分)

定評価基準」等に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

当行は、平成18年6月29日に開催された第144期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって株式会社紀陽銀行と合併し、株式会社紀陽銀行に資産、負債及びその他の権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。